

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

## 第38準備書面

(被告準備書面(13)への再反論)

(福島第一原発1号機IC系配管小破口LOCAの可能性は否定されない)

平成27年5月18日

金沢地方裁判所民事部合議B1係 御中

原告ら訴訟代理人

- 弁護士 岩淵正明 外



### 第1 はじめに

#### 1 本書面の目的

被告準備書面(13)の第3章(p19~)は、福島第一原発1号機の事故原因に関するいくつかの論点に関して、原告ら第13準備書面と第26準備書面に対する反論を述べている。その中で被告は、非常用復水器(以下「IC」という。)の配管が損傷して小破口のLOCA(冷却材喪失事故)が生じた可能性があるとの原告らの主張に対し、反論を述べている。

そこで本書面では、被告の当該反論に対し、再反論を行う。

#### 2 被告反論の論旨

まず、再反論の対象となる被告反論(準備書面(13))の内容を確認しておく。

##### (1) 国会事故調報告書の結論が誤っているとの主張

被告は、大要以下の2つの理由を挙げて、地震動によりIC系配管が損

傷して小破口 LOCA が発生した可能性があるとする国会事故調報告書の結論が誤っていると主張する。

理由の第 1 は、「国会事故調報告書以外の事故調査報告書」がいずれも「地震動によって・・重要機器にその機能を損なうような損傷が生じたことを否定している」とこと (p 19) である。ここで被告が挙げる「国会事故調報告書以外の事故調査報告書」とは、政府事故調報告書、東電事故調報告書、民間事故調報告書、学会事故調報告書 (乙B 33) の 4つである（以下これら 4つの報告書を総称して「4報告書」という。）。

理由の第 2 は、原子力規制委員会が発表した「東京電力福島第一原子力発電所事故の分析 中間報告書」（乙B 34, 以下「規制委報告書」という。）が、国会事故調の挙げる根拠をいずれも否定しているということである。

## (2) 原告ら第 13 準備書面の主張が誤っているとの主張

原告らは第 13 準備書面で、国会事故調報告書の指摘に基づき、①プラントデータ上は地震動により小破口 LOCA が発生したことを否定できないこと (p 4~, 「第 3 地震動に起因する重要機能の破損の可能性」), ②1号機建屋 4 階での出水が IC 系配管からの出水である可能性があること (p 11~, 「第 5 1号機原子炉建屋内での出水について」), ③1号機の運転員が配管漏えいの有無を確認するために IC を手動停止しており (p 12~), IC 系配管の破断の可能性を否定する政府事故調報告書及び東電事故調報告書の論拠には理由がないこと (p 15~, 「第 6 非常用復水器 (IC) 問題」), ④1号機の主蒸気逃がし安全弁 (SR弁) が作動しなかった可能性があるため LOCA の可能性を否定できないこと (p 17~, 「第 7 1号機の SR弁は作動したのか」) を、それぞれ主張した。

これに対し被告は、上記①ないし④のいずれについても、規制委報告書に基づいて反論している（②については一部、政府事故調報告書に基づく反論がある）。これらの反論は、上記(1)で「理由の第 2」として述べたこととほとんど重なる。

## (3) 原告ら第 26 準備書面の主張が誤っているとの主張

原告らは、第26準備書面で、1号機原子炉建屋4階で最初の水素爆発が起きたことから、原子炉建屋4階部分のIC系配管が破損していたと推認できると主張した（p 9～、「第3 地震動による1号機IC系配管の破損」）。

これに対し被告は、規制委報告書が「地震発生から津波到達までの間には、原子炉圧力バウンダリから漏えいが発生したことを示すプラントデータは見いだせない。」としており、「IC系配管からの冷却材漏えいの可能性を否定している」（p 43, 下線部引用者）と反論する。

#### (4) まとめ

以上をまとめると、被告準備書面（13）は、地震動によりIC系配管が破損した可能性があるとの原告らの主張に対し、

- ① 国会事故調報告書以外の4報告書が「地震動によって・・重要機器にその機能を損なうような損傷が生じたことを否定している」こと
- ② 規制委報告書が「IC系配管からの冷却材漏えいの可能性を否定している」こと

から、IC系配管の破損の可能性はないと主張・反論している。

### 3 本書面の再反論の骨子

#### (1) 根本的な疑問に答えられていない

しかし、そもそも被告は、原告らが第26準備書面で述べた主張の大きな柱の1つに全く反論できていない。

すなわち、原告らは、1号機建屋4階で水素爆発が発生したことを根拠として、4階に設置されたICの配管破損による水素漏れが発生したと主張したが、被告はこれには全く反論できていないのである。

#### (2) 4つの誤り

上記(1)のような根本的な疑問を描くとしても、被告の上記2のような主張・反論自体が成り立たない。本書面では、被告の主張・反論に次のアないシェのとおり4つの誤りがあることを明らかにし（詳細な再反論は後記第2ないし第5のとおり），被告の上記2の主張が成り立たないことを論証する。

##### ア 誤り・1（地震動とIC系配管損傷に関するおざなりな検討）

被告が挙げる4報告書は、いずれも、福島第一原発における地震動の大

きさや継続時間等、地震動が原発に及ぼした影響を評価するために必要な基礎事実の検討が極めて少なく、おざなりである。

また、政府事故調報告書を除く3つの報告書すなわち東電事故調報告書、民間事故調報告書、学会事故調報告書には、IC系配管の微細な破損（小破口）の可能性を検討した形跡が見当たらない。

よって4報告書は、地震動によってIC系配管の小破口LOCAが発生した可能性があるかどうかという論点について十分な検討を行っておらず、原告らの主張を否定する根拠とはなりえない（後記第2）。

#### イ 誤り・2（被告による4報告書のミスリード）

上記(1)の誤りを指くとしても、被告が挙げる4報告書は原告の主張と矛盾しないから、それらの報告書の結論をもってIC系配管の破損を否定することは被告のミスリードである（後記第3）。

#### ウ 誤り・3（規制委報告書の結論の誤り）

IC系配管からの冷却材漏えいの可能性を否定した規制委報告書の結論（上記2(4)②）がそもそも誤りである（後記第4）。

#### エ 誤り・4（被告による規制委報告書の内容のミスリード）

規制委報告書の結論の誤りを指くとしても、被告が規制委報告書の内容をやはりミスリードしており、規制委報告書の結論をもってIC系配管の破損を否定することは誤りである（後記第5）。

### 第2 被告主張の誤り・1～地震動とIC系配管損傷に関するおざなりな検討

#### 1 地震動の大きさや継続時間等の検討が極めて少ないこと

##### (1) 国会事故調報告書の詳細な検討

国会事故調報告書（本文p198～204）は、6ページと3分の1を使って、次のような詳細な検討を行っている。

すなわち、国会事故調は、原子炉建屋基礎版上における最大加速度値（観測値）が3か所で基準地震動S/sに対する最大応答加速度値（耐震設計上の上限値）を上回ったこと、約190秒間続いた地震動のうち最後の40～60秒が地震計に記録されておらずその間の地震動の大きさが不明であること、「はぎとり波」の時刻歴に照らすと地震計に記録されなかつ

た時間帯に1号機に強大な加速度が出現している可能性が高いこと、「はぎとり波」の解析によると強い揺れ（300ガル程度以上）が基準地震動の想定時間の2倍の時間継続していたため原発施設に「繰り返し荷重」による疲労破壊を起きやすくしたと考えられること、5～6号機で損傷が認められなかつたことは1～4号機に地震動による損傷がないことの証明にはならないこと等、福島第一原発の地震動の大きさや継続時間、問題点等を詳細に検討している。

そして、このような詳細な検討結果が、地震動による配管破損の可能性を否定できないとの結論を基礎づけている。

## (2) 4報告書のおざなりな「検討」

これに対し、被告が準備書面（13）で反論の拠り所としている4報告書は、いずれも、福島第一原発に到達した地震動の大きさや継続時間等、地震動が原発に及ぼした影響を評価するために必要な基礎事実の検討が極めて少なく、おざなりである。

東電事故調の報告書（本文p7）がその部分に割いた分量はわずか半ページである。政府事故調の報告書の場合、最終報告書には該当する記載が全くなく、中間報告（本文p18）でもわずか半ページの記載があるのみである。民間事故調の報告書（p36）にいたっては3分の1ページしかない。学会事故調の報告書（p185～186）も2ページ足らずである。

4報告書は、いずれも、原発施設に影響を与えた地震動の大きさや継続時間等を最初から検討するつもりがないかのような姿勢である。

## 2 I C系配管の損傷の可能性について3つの報告書は全く検討していないこと

### (1) 国会事故調の指摘

国会事故調の報告書は、①プラントデータ上は地震動により小破口LOCAが発生したことを否定できること、②1号機建屋4階での出水がI C系配管からの出水である可能性があること、③1号機の運転員が配管漏えいの有無を確認するためにICを手動停止したことを挙げ、IC系配管の小破口LOCAが発生した可能性があることを指摘している。

### (2) 3つの報告書の未検討

4報告書のうち、国会事故調の上記指摘に正面から応答しているのは政

府事故調の報告書だけであり、他の3つの報告書はこれらの問題を全く検討していない。

そもそも I C 系配管の小破口 L O C A が発生した可能性があるかどうかを検討の俎上にも載せていない3つの報告書をもって、国会事故調が指摘した I C 系配管の小破口 L O C A の可能性を否定することはできない。

なお、第3の2(2)イで後述するとおり、国会事故調の指摘を正面から検討し応答した政府事故調報告書は、検討の結果、小破口 L O C A の可能性を否定できないことを明言している（甲B第330号証・「福島原発で何が起こったか 政府事故調技術解説」 p 45）。

### 3 まとめ

以上より、4報告書は、地震動の大きさや継続時間等地震動が原発に及ぼした影響を評価するために必要な基礎事実について十分な検討を行っておらず、国会事故調が指摘した I C 系配管の小破口 L O C A を疑わせる事情をまったく検討しない等、地震動によって I C 系配管の小破口 L O C A が発生した可能性があるかどうかという論点の検討がおざなりであり、原告らの主張を否定する根拠とはなりえない。

## 第3 被告主張の誤り・2～4報告書のミスリード

### 1 被告の主張

被告準備書面（13）は、4報告書が「地震動によって・・重要機器にその機能を損なうような損傷が生じたことを否定している」（p 19）として、4報告書が全て I C 系配管が損傷した可能性を否定しているかのように述べる。

### 2 被告のミスリード

しかし、「地震動によって・・重要機器にその機能を損なうような損傷が生じたことを否定」したとする結論からは、論理的に、I C 系配管の損傷による小破口 L O C A の可能性は否定されない。4報告書が国会事故調及び原告らの主張を否定しているかのように述べる被告の主張はミスリーディングであり、誤りである。

#### (1) 4報告書の内容

被告準備書面（13）では、4報告書がそれぞれ次のように述べている

ことを指摘して、IC系配管の損傷による小破口LOCAの可能性を否定している。

①政府事故調報告書：「本来の機能である冷却機能を損なうような損傷はなかった」，②東電事故調報告書：「安全上重要な機能を有する主要な設備は、・・・安全機能を保持できる状態にあった」，③民間事故調報告書：「プラントパラメータに基づいて推察すると、破損したとは考え難い」，④学会事故調報告書：「安全機能に深刻な影響を与える損傷はなかったと判断される」。

(2) ①政府事故調と④学会事故調について

ア しかし、これらのうち、①政府事故調と④学会事故調の各報告書は、「冷却機能を損なうような」損傷や「安全機能に深刻な影響を与える」損傷を否定しているに過ぎず、小さな破損（小破口LOCA）まで含めた全ての破損を否定しているのではない。

イ 現に、①淵上正朗ほか政府事故調のメンバーらが政府事故調報告書の内容を解説した「政府事故調技術解説」（甲B330, p45）では、「政府事故調が否定した『可能性』は、津波到達以前の『閉じ込め機能を損なうような損傷』である。言い換えれば、『ある大きさ以上の漏えい面積を伴うような損傷』であり、それ以下の小さなクラックの発生の可能性までをも否定しているわけではない。『地震で小さなクラックが発生し、全電源喪失後その傷口が拡大したかもしれない』というような可能性は否定できない」（下線部引用者）と指摘している。

なお、この文献（政府事故調技術解説）については被告も準備書面（13）25頁等で取り上げているから、被告は、同文献の上記記載（p45）を読んで、政府事故調報告書が小破口LOCAの可能性を否定していないことは知っているはずである。にもかかわらず被告は、自己に都合のよい記載だけを取り出し、ミスリードしたのである。

ウ また、④学会事故調報告書も、被告が挙げた文章のすぐ後に「ただし、プラントパラメーターに表れない程度の微少な漏えいなどの有無については、現時点では確認が困難であり、今後、重要な機器については可能な限り現場確認を行っていくことが望ましい」（p187, 下線部引用

者)と述べており、小破口LOCAの可能性を否定していない。

被告はここでも、学会事故調報告書の中から自己に都合のよい部分だけを取り出してミスリードしている。

#### (3) ②東電事故調報告書と③民間事故調報告書について

ア 次に、②東電事故調報告書と③民間事故調報告書はともに、そもそもIC系配管の小破口LOCAの可能性を検討すらしていないことから、論外である(上記第2の2項)。

イ それを措くとしても、②東電事故調は「安全機能を保持できる状態にあった」と抽象的に述べるだけであるから、小さな破損(小破口LOCA)まで含めた全ての破損を否定したと断定することはできない。

ウ また、③民間事故調報告書について被告準備書面(13)は、報告書の一定部分を「(略)」と記し、「いずれの場合も、(略)記録から読み取れるプラントパラメータに基づいて推察すると、破損したとは考え難い。」というように引用している(p21)。ここにもやはり、被告の意図的なミスリードがある。

「(略)」部分を省略しないで引用すると、「いずれの場合も、地震発生から電源喪失までの間に福島第一原子力発電所で取得された記録には、圧力や水位の急激な低下などは見られず、記録から読み取れるプラントパラメータに基づいて推察すると、破損したとは考え難い」(p37, 下線部引用者)となる。民間事故調は、圧力や水位の「急激な」低下などが見られないことを理由として破損したとは考えがたいと結論づけているのであり、「急激な」低下をもたらさない小破口LOCAを否定していない。

被告はやはりここでも、自己に都合のよい部分だけを取り出してミスリードしている。

#### (4) まとめ

以上のとおり、4報告書はIC系配管の小破口LOCAの可能性を否定していないのに、被告はあたかも4報告書がこれを否定したかのようにミスリードしているのである。

#### 第4 被告主張の誤り・3～規制委報告書の結論の誤り

被告は、規制委報告書の後記1(1)の結論を根拠として、IC系配管の破損によって小破口LOCAが発生した可能性があるとする原告らの主張に反論を試みている。

しかし、以下に述べるとおり、規制委報告書の結論は、建屋4階（格納容器外部）においてIC系配管が破損して小破口LOCAが発生した可能性があるとする原告らの主張を否定するものとしては根拠薄弱で誤りであり、原告らの主張に対する反論の根拠たりえない。

##### 1 規制委報告書の結論と理由の概要

規制委報告書の結論とその理由の概要は、以下のとおりである。

###### (1) 規制委報告書の結論 (p 6)

地震発生から津波到達までの間には、原子炉圧力バウンダリから漏えいが発生したことを示すデータは見いだせない。仮に、漏えいが発生した場合であっても、少なくとも保安規定上何らかの措置が要求される漏えい率と同程度の原子炉冷却材の漏えいを超えるものではなかったと判断される。

###### (2) 規制委報告書の結論の理由（概要はp 6、詳細はp 7～12）

規制委報告書が上記の結論を導いた理由は、次の①ないし④のとおりである。なお、①ないし④冒頭の括弧書きは、理由の趣旨を明確にするため原告らにおいて付けた見出しである。

###### ① (圧力容器からの大量の漏れはなかった。 p 7)

津波到達前までは、炉心の露出・損傷に至るような原子炉圧力容器からの冷却材の漏えいはなかった。

###### ② (格納容器内への液体の漏れはなかった。 p 8)

原子炉格納容器内のドレンサンプ水位に変化をもたらすほどの冷却材の漏えいはなかった。

###### ③ (格納容器内への気体の漏れはなかった。 p 9～11)

格納容器圧力のシミュレーションでは、原子炉圧力バウンダリからの漏えいが生じなかつたと仮定した場合の解析値が、実際の測定値と良い一致を示した。

少なくとも保安規定上何らかの措置が要求される漏えい率と同程度の

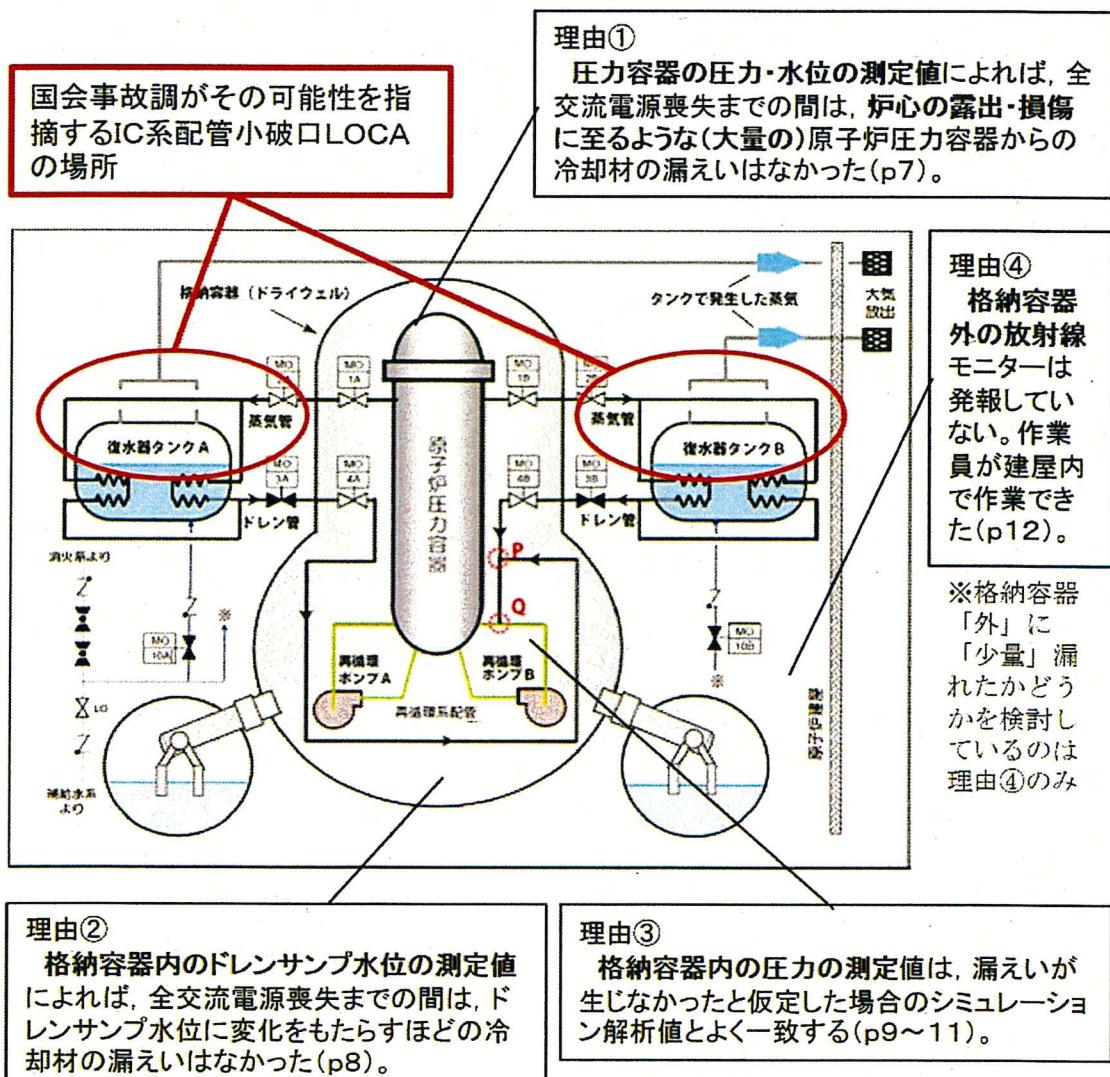
原子炉冷却材の流出量 ( $0.23 \text{ m}^3/\text{h}$ ) を超えるものではなかった。

④ (格納容器外への漏れはなかった。 p 12 )

原子炉圧力バウンダリから原子炉建屋への蒸気漏えいが発生したことを見す警報発報等のプラントデータは見つからなかつた (プロセス放射線モニタ、エリア放射線モニタ等の発報なし)。

2 原告らの主張に関係のある「理由」は④のみであること

規制委報告書の結論に至る4つの理由 (上記1(2)) のうち、建屋4階でIC系配管が破損し小破口LOCAが発生した可能性があるとの原告らの主張と関係があるのは、理由④のみである。



※国会事故調が想定するIC系配管小破口LOCAの場合、冷却材は格納容器内には漏れないから、格納容器圧力やドレンサンプ水位に影響を及ぼさない。よって理由②や③は、IC系配管小破口LOCAの可能性を否定する理由にはならない

すなわち、原告らは「小破口」LOCAを想定しているから、「津波到達まで」の間に「炉心の露出・損傷に至らしめるような」冷却材の漏えい（すなわち大量漏えい）がなかったことを述べる理由①は、原告らの主張とは無関係である。

また、原告らは格納容器「外」の4階建屋におけるLOCAを想定しているから、「格納容器内のドレンサンプ水位」の値や「格納容器圧力」の値を取り上げて議論している理由②と③も、原告らの主張とは無関係である。

よって、関係があるのは、格納容器外に冷却材が漏れたかどうかを検討している理由④のみである。

### 3 理由④は根拠薄弱であること

それでは、規制委報告書が挙げる理由④は、IC系配管の破損による小破口LOCAを否定するに足りる理由であろうか。

#### (1) 理由④の根拠

規制委報告書の理由④が小破口LOCAを否定する根拠は、

- ④ プロセス放射線モニタ、エリア放射線モニタ等（主排気筒放射線モニタ及びSGTS排気放射線モニタ含む）の警報が発報しなかったこと、
- ⑤ 3月11日18時30分頃から20時頃までの間、建屋内での作業がなされていたことが確認されており、建屋内での現場作業に支障をきたすような蒸気漏えいはなかったものと考えられること、

の2点である（p12）。

#### (2) IC系配管からの放射能漏れはごくわずかであったと考えられること

各放射線モニタは、全交流電源を喪失すると稼働不能となる（東電事故調査報告書本編p315）。1号機では3月11日午後3時36分頃に全交流電源が喪失しているから、1号機の放射線モニタによって建屋内の放射線量を測定できたのは、スクラム後わずか約50分間だけであった。

放射性物質が冷却材中に流れ出るのは燃料損傷に至った段階であり、それまでは冷却材中に含まれる放射性物質は多くはない。放射線モニタが放射線を測定できた最後の時点（全交流電源が喪失した午後3時36分頃）では、冷却材の水位もまだ保たれていて燃料棒は冷却材の中で冷やされている。よって、IC系配管から冷却材が漏れたとしても、それによる放射

能の漏れはまだ多くない。しかも、原告らは小さな損傷による小破口LOCAを想定しているため、漏れた放射能はごくわずかであったと考えられ、放射線モニタが発報しないこともあり得ることである。

よって、放射線モニタが地震後約50分間に発報しなかったことは、IC系配管の破損による小破口LOCAを否定する論拠にはならない。

(3) 作業が行われたのは4階ではなく地下であったこと

規制委報告書は、建屋内での作業ができたから現場作業に支障をきたすような蒸気漏えいはなかった、と推論する。しかし、その推論にはごまかしがある。

規制委報告書が建屋内で作業がなされていたことの根拠として挙げるのは、政府事故調最終報告書の資料II-1-1の15ページである（規制委報告書p12脚注12）。政府事故調報告書の当該ページにあるのは、作業員が「地下のトーラス室」で作業を行ったとの記載である。作業がなされたのは、原告らが小破口LOCAを想定している建屋4階ではなく、地下であった。

4階で漏れたわずかな（上記(2)参照）放射能であれば、地下の作業に支障を及ぼさなかったのは当然である。規制委報告書の推論は成り立たない。

(4) 政府事故調が建屋内の線量上昇は限定的であった可能性を指摘していること

政府事故調の最終報告書は、小規模な破断が生じた可能性について述べた項で、「この程度の微少な破断によって格納容器内又は建屋内に放射性物質が漏えいしたとしても、建屋内の線量上昇はいまだ限定的であった可能性も否定できず、この時点（引用者注：3月11日午後11時50分頃）で、圧力容器又はその周辺部に、放射性物質が正規の漏えい率を超えて漏えいするに足りる程度の破損が生じた可能性を完全に否定することまではできない。」（政府事故調最終報告書、資料II-1-1、p17。下線部引用者）と述べている。

(5) まとめ

以上より、規制委報告書が格納容器外へ冷却材が漏れていない理由として挙げる理由④は、その根拠⑤も⑥も薄弱であって、それをもってしては

建屋4階への冷却材漏えいを否定することはできない。

よって、建屋4階でIC系配管が破損しLOCAが発生した可能性があるとの原告らの主張を否定する理由にはならない。

## 第5 被告主張の誤り・4～規制委報告書の内容のミスリード（論理の飛躍・破綻）

### 1 被告の主張

被告は、規制委報告書が

「 地震発生から津波到達までの間には、原子炉圧力バウンダリから漏えいが発生したことを示すプラントデータは見いだせない。仮に、漏えいが発生した場合であっても、原子炉格納容器内圧力の解析計算により、少なくとも保安規定上何らかの措置が要求される漏えい率と同程度の原子炉冷却材の漏えいを超えるものではなかつたと判断される。保安規定上何らかの措置が要求される漏えい率と同程度の原子炉冷却材の漏えいが、仮に10時間継続したとしても冷却材漏えいの総量は2.3m<sup>3</sup>（2.3トン）程度であり、国会事故調の指摘する『数十トン』との指摘に比べて一桁少なく、また、福島第一原子力発電所設置許可申請書に記載されている原子炉冷却材体積205m<sup>3</sup>と比べても十分に少ない。この程度の漏えいがあったとしても電源等の安全機能が健全であれば、10時間程度の時間経過で炉心損傷が発生するとは考えられない。」（乙B34, 6頁）

と述べていることを根拠として、

「 すなわち、規制委報告書は、国会事故調報告書の主張する、配管の微小な貫通亀裂からの冷却材漏えいがLOCAを引き起こした可能性を否定している。

よって、国会事故調報告書に基づき、1号機において地震動による配管損傷が原因でLOCAが生じた可能性があるとする原告らの主張には理由がない。」（被告準備書面(13)p30）とか、

「（規制委報告書は）国会事故調が主張する、IC系配管からの冷却材漏えいの可能性を否定している。

よって、田中氏の論文に基づき1号機IC系配管の地震動による損傷

が水素爆発の原因であるとする原告らの主張は前提において誤っており、理由がない。」（同書面 p 43）

などと主張する。

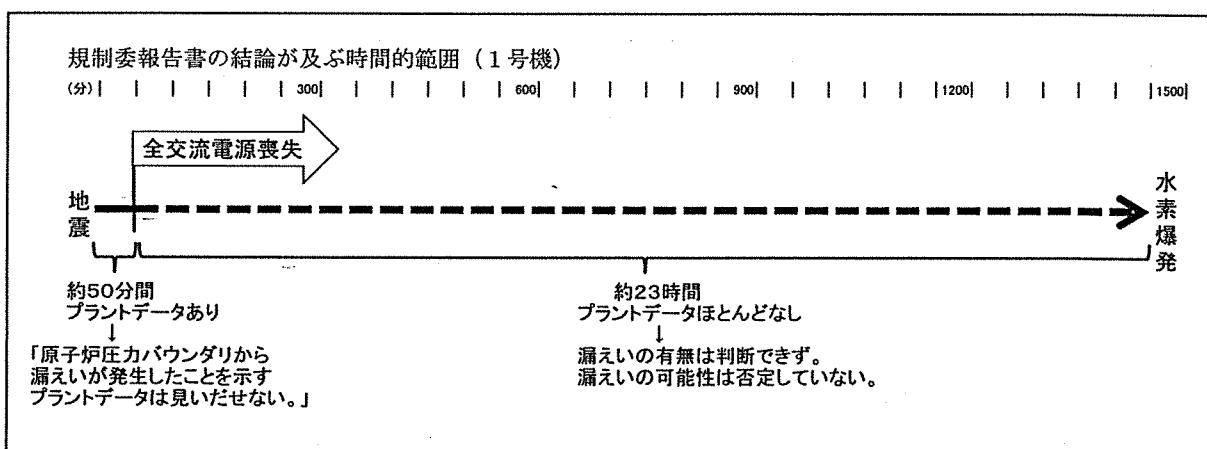
しかし、被告の主張には、後記 2 及び 3 で述べるとおり、①規制委報告書が時間的範囲を限定していることを無視したことによる論理の飛躍と、②原告が主張する格納容器「外」への冷却材漏えいの可能性とは無関係の議論を持ち出したことによる論理の破綻がある。被告は、このような飛躍あるいは破綻した論理によって、規制委報告書の内容を、自己に都合のいいようにミスリードしている。

## 2 ①論理の飛躍～時間的範囲の無視

### (1) 規制委報告書の結論が及ぶ時間的範囲

規制委報告書は、「地震発生から津波到達までの間には、原子炉圧力バウンダリから漏えいが発生したことを示すプラントデータは見いだせない。」（下線部引用者）と述べている。

すなわち、漏えいを示すデータがないと規制委報告書が結論づけている時間的範囲は、地震発生から津波到達まで（正確には全交流電源喪失まで）の約 50 分間だけである。地震発生から約 50 分後に全交流電源が喪失した後は、交流電源を必要としていたプラントデータ測定機器が全て機能しなくなつたため、漏えいの有無を判断できないのである。

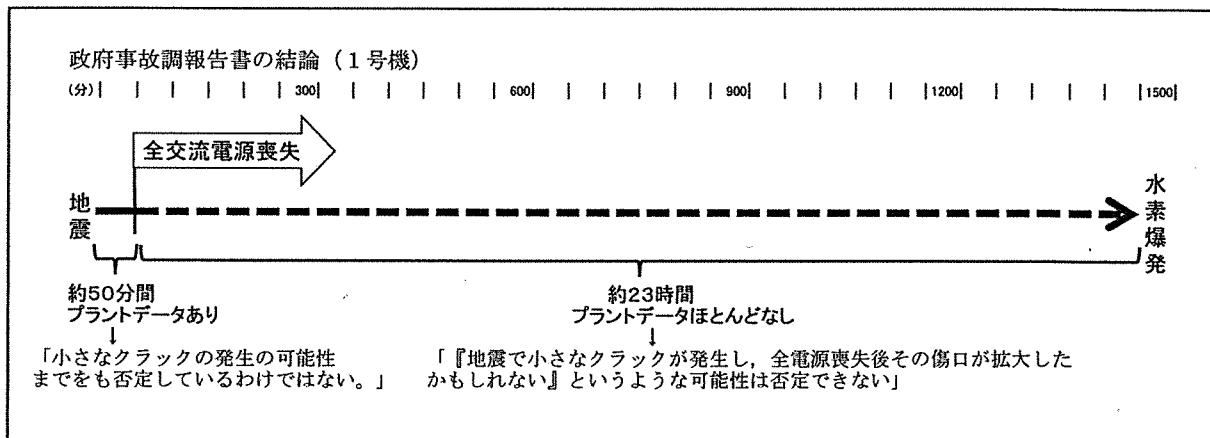


### (2) 規制委報告書は小破口 LOCA を否定していない

つまり、規制委報告書は、全交流電源喪失後水素爆発までの約 23 時間にについては、小破口 LOCA が起きた可能性（例えば、最初は小破口に至

らない亀裂が余震や I C 稼動による負荷等により小破口となった可能性等)を否定していない。結局、地震動による小破口 L O C A を否定してはいないのである。

なお、このような結論は政府事故調も同様である。「政府事故調技術解説」は、「『地震で小さなクラックが発生し、全電源喪失後その傷口が拡大したかもしれない』というような可能性は否定できない」(p 4 5)と述べている。



### (3) 論理の飛躍・曲解

ところが被告は、規制委報告書の結論の時間的範囲を無視し、地震後約50分間にについてのみ L O C A を否定した結論から論理を飛躍させ、 L O C A 一切を否定しているかのように曲解して主張している。

そのような主張は、ミスリードであり誤りであると言うほかない。

### 3 ②論理の破綻～無関係の議論

#### (1) 被告の主張 (p 3 0)

被告は、規制委報告書が「仮に、漏えいが発生した場合であっても、原子炉格納容器内圧力の解析計算により、少なくとも保安規定上何らかの措置が要求される漏えい率と同程度の原子炉冷却材の漏えいを超えるものではなかったと判断される。保安規定上何らかの措置が要求される漏えい率と同程度の原子炉冷却材の漏えいが、仮に 10 時間継続したとしても冷却材漏えいの総量は 2. 3 m<sup>3</sup> (2. 3 トン) 程度であり、国会事故調の指摘する『数十トン』との指摘に比べて一桁少なく、また、福島第一原子力発電所設置許可申請書に記載されている原子炉冷却材体積 205 m<sup>3</sup> と比

べても十分に少ない。この程度の漏えいがあったとしても電源等の安全機能が健全であれば、10時間程度の時間経過で炉心損傷が発生するとは考えられない。」と述べたことをもって、規制委報告書がIC系配管からの冷却材漏えいの可能性を否定していると主張する。

## (2) 無関係の議論を持ち出す非論理

ア しかし、被告は、格納容器「外」にあるIC系配管の小破口LOCAの可能性を指摘した原告らの主張とは無関係の議論（格納容器「内」への気体の漏れはなかったとする議論。前記第4の1(2)(3)参照）を持ち出して「反論」している。これは非論理的であり、何の反論にもなっていない。

イ 規制委報告書が「漏えいが発生した場合であっても、・・・少なくとも保安規定上何らかの措置が要求される漏えい率と同程度の原子炉冷却材の漏えいを超えるものではなかった」と述べ、その程度の漏えいが「仮に10時間継続したとしても冷却材漏えいの総量は2.3m<sup>3</sup>（2.3トン）程度であり、国会事故調の指摘する『数十トン』との指摘に比べて一桁少なく」と述べているのは、格納容器「内」の圧力上昇の原因をシミュレーションした場面である。

すなわち、被告が引用する規制委報告書の記載部分（p 9～11）は、格納容器「内」に冷却材が気体として漏れたと仮定するとそのシミュレーション結果が実際の格納容器圧力の測定値に合わないこと、漏れていないと仮定すると実際の測定値に合うことを理由に上記のことを述べているのであって、格納容器「外」に漏れたかどうかはここでは述べていないのである。

ウ 結局、被告は、規制委報告書が格納容器「内」のLOCAを否定したこと（前記第4の1(2)(3)）を引用して、格納容器「外」のLOCA（IC系配管小破口LOCA）がないと主張しているのであり、非論理的で、全く反論になっていない。これもやはり、ミスリードである。

## 第6 結語

1 以上のとおり、福島第一原発1号機（4階建屋）のIC系配管が損傷し小破

ロLOCAが発生した可能性があるとする原告らの主張に対し、被告は5つの事故調査報告書をもって「反論」を試みたが、いずれの報告書も、上記可能性を否定することはできないことが明らかとなった。

したがって、それらの報告書の記載を根拠として行った被告の「反論」は成り立たず、誤りである。

2 なお、被告は、「原告らが再三取り上げる非常用復水器（IC）は、本件原子力発電所には存在しない」ことを理由に、

「かかる相違（引用者注：福島第一原発1号機との構造の相違）を無視したまま福島第一原子力発電所事故について述べ、本件原子力発電所においても同様の事故が起きるとする原告らの主張は前提において誤りである。」（p19）とか、

「原告らのICに関する主張が本件訴訟においていかなる位置づけであるのか必ずしも判然としない」（p36）

などと主張している。このような被告の主張によって、被告が志賀原発の安全対策を行う意思がないこと、したがって志賀原発を運営する資格がないことが明らかとなつたので、再度この問題を論じる。

原告らは、第26準備書面の末尾で、次のように述べた。

「福島第一原発1号機では、地震動によって、・・IC系配管が破損して水素が漏れ出し・・た・・可能性が否定できない。

にもかかわらず、新規制基準では配管強度を高めるなどの地震対策を新たに設けてはおらず、被告もそのような対策を講じていない。

被告は、『福島第一原子力発電所事故を踏まえた』安全対策を講じたと主張するが（答弁書80頁以下）、福島第一原発1号機で地震による・・IC系配管破損・・が起きた可能性を全く考慮していない。被告が講じたとする安全対策なるものは、全交流電源が喪失した場合の電源確保（答弁書83～84頁、86頁）や、冷却材が減少した場合の注水対策など、いわば対症療法に終始しており、そもそも全交流電源喪失が生じないための耐震対策や、冷却材減少が生じないための配管の耐震対策といった根本対策がとられていないのである。

福井地方裁判所は、関西電力大飯原子力発電所3、4号機の安全対策に

ついて『弥縫策にとどまらない根本的施策をとらない限り“福島原発事故を踏まえて”という言葉を安易に用いるべきではない。』（甲D1 大飯原発判決63頁）と述べたが、それは志賀原発にもそのまま当てはまる。」

「そして、原告らが第10準備書面で述べたとおり、被告がほどこした『弥縫策』たる安全対策もまた、実は『福島第一原子力発電所事故を踏まえた』ものではないため、一旦地震により全電源喪失や冷却材減少・喪失事故が発生してしまえば、もはや炉心を冷やすことができず、福島第一原発と同様の事故が発生してしまう可能性が否定できないのである。」

被告は、以上述べたことをいまだに理解していない。つまり被告には「福島原発事故を踏まえた」安全対策を講じる意思がないのであり、したがって志賀原発を運営する資格がないのである。

以 上